

議案第 34 号 三田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【趣 旨】

介護保険法第 115 条の 14 に規定する厚生労働省令で定める基準等の一部を改正する省令が公布（令和 6 年厚生労働省令第 16 号）されたため、市の基準条例の一部を改正するもの。

【内 容】

別紙のとおり

【施行期日】

令和 6 年 4 月 1 日

【予算措置】

なし

【そ の 他】

関係法令

- ・ 介護保険法第 115 条の 14
- ・ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）
- ・ 令和 6 年厚生労働省令第 16 号

○改正内容

国における令和6年度介護報酬改定では、以下の4項目を基本的な視点として議論がなされ、令和6年1月25日に「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和6年厚生労働省令第16号）が公布されました。これに伴う市基準条例の一部を改正する主な内容は以下のとおりです。

- (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進
- (2) 自立支援・重度化防止に向けた対応
- (3) 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり
- (4) 制度の安定性・持続可能性の確保

1 全サービス共通事項

No.	改正内容	関係条項
1	○「書面掲示」規制の見直し 事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを令和7年度から義務付ける。	第32条
2	○管理者の兼務範囲の明確化 提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。	第6条、 第10条、 第45条、 第72条、 第79条
3	○身体的拘束等の適正化の推進 ア 多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。その際、1年間（施行日から令和7年3月31日）の経過措置期間を設けることとする。	第53条
	イ 通所系サービスについて、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等	第40条、 第42条

	を行う場合の記録を義務付ける。	
--	-----------------	--

2 介護予防小規模多機能型居宅介・介護予防認知症対応型共同生活介護

No.	改正内容	関係条項
1	<p>○介護現場の生産性の向上</p> <p>介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」の設置を義務付ける。</p>	第 63 条の 2

3 介護予防小規模多機能型居宅介護

No.	改正内容	関係条項
1	<p>○管理者の兼務</p> <p>提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、介護予防小規模多機能型居宅介護の管理者による他事業所の職務との兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととする。</p>	第 45 条

4 介護予防認知症対応型共同生活介護

No.	改正内容	関係条項
1	<p>○協力医療機関との連携体制の構築</p> <p>高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。</p>	第 83 条

	<p>ア 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。</p> <p>i 利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師 又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。</p> <p>ii 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時 確保していること。</p> <p>イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った市に提出しなければならないこととする。</p> <p>ウ 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。</p>	
2	<p>○新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携</p> <p>新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付ける。</p>	第83条